

日本放送協会（NHK）の「放送受信規約」に対する申入れ終了について

2016. 8. 31

当団体は2014年12月12日付日本放送協会（NHK）に対して、放送受信規約について「日本放送協会への質問書」

http://hyogo-c-net.sakura.ne.jp/pdf/140904_nhk.pdf

を送付しました。これはNHKが定める放送受信規約に関し、①受信機の設置者が意思無能力、未成年・後見など制限行為能力の場合の取扱い、②契約成立日が承諾時ではなく受信機設置の日に遡るとする根拠、③受信機設置者が介護施設等に入所することとなり放送受信契約を要しない旨の届出ができなかった場合の取扱い、とりわけ介護施設等入所後届出までの間の受信料の取扱い、④放送受信事故について一切責任を負わないとする条項の消費者契約法8条への抵触について疑問が存したためです。これに対してNHKからは同年10月2日付で「回答書」http://hyogo-c-net.sakura.ne.jp/pdf/141003_nhk.pdfをいただきました。

当ネットでは回答書を踏まえて更に検討を重ねましたが、①未成年・後見の場合に取消権の行使を一切認めない取扱いには問題があること、②契約の成立を受信機設置時に遡らせる条項は民法の原則に反すると考えられること、③介護施設等への入所の場合には、入所後届出までの間の受信料が返還される場合があるとの取扱いは大いに評価できるが、その取扱いが周知されていないこと、④規約13条1項は、故意・重過失の場合についても免責を定める規定と読めること、などから、各条項や取扱いの改善を求めて、平成24年12月12日付けで申入書

http://hyogo-c-net.sakura.ne.jp/pdf/141212_nhk.pdfを送付いたしました。

NHKからは同申入書に対し平成25年1月9日付回答書

[http://hyogo-c-net.sakura.ne.jp/pdf/150116_nhk\(0109\).pdf](http://hyogo-c-net.sakura.ne.jp/pdf/150116_nhk(0109).pdf)をいただいております。

NHKの回答のうち、介護施設等への入所の場合には、入所後届出までの間の受信料が返還される場合があるとの点については評価しうる点もございしますが、その他の条項については見直しがなされなかったことから、当ネットにおいて更なる申し入れ等を検討してまいりました。もともと、現在、NHKの受信料をめぐる根本的な審議が行われていること、受信機設置者に契約締結を義務づける放送法そのものの問題については適格消費者団体の申入の範囲を超える面も存することなどを考慮して、今後の議論の進捗を見守ることとし、今般の申し

入れ活動は終了をすることといたしました。もつとも、この申入れ活動の終了によって、同社が使用する契約条項を当団体が承認したものではないことにご留意下さい。

以 上